

墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例及び墨田区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第 1 条による改正（墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年墨田区条例第 3 3 号））

改 正 案	現 行
<p>（用語の意義）</p> <p>第 2 条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第 6 条の 4 に規定する里親（次条第 2 項第 4 号において「里親等」という。）以外のものをいう。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第 2 条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親（次条第 2 項第 4 号において「里親等」という。）以外のものをいう。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p>

第 2 条による改正（墨田区子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年墨田区条例第 3 0 号））

改 正 案	現 行
<p>（対象者）</p> <p>第 3 条 〔略〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもを養育している者は、当該子どもに係る医療費の助成については、対象者としなない。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている者</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第 3 条 〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親に委託されている者</p>

付 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

児童福祉法の一部改正（抄）

改正後	改正前
<p>第6条の4 この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) <u>厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第34条の19に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「養育里親」という。）</u></p> <p>(2) <u>前号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養親となることを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。）のうち、第34条の19に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下「養子縁組里親」という。）</u></p> <p>(3) <u>第1号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（当該要保護児童の父母以外の親族であつて、厚生労働省令で定めるものに限る。）のうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるもの</u></p>	<p>第6条の4 この法律で、里親とは、<u>養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。</u></p> <p>2 <u>この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第34条の19に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。</u></p>

【施行期日】平成29年4月1日